

成年後見制度利用促進計画素案

はじめに	2
・ 計画策定の主旨	2
・ 計画の位置づけ	2
法令上の根拠（成年後見制度利用促進法）	2
・ 計画の対象期間	2
・ 計画策定体制	2
第1章 成年後見をとりまく現状と課題の整理	2
第1節 当区域におけるの高齢者・障害者の動向	2
第1項 高齢者の状況	2
第2項 障害者の状況	3
第2節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題	3
第1項 国の現状と課題	3
第2項 当区域における現状と課題	3
第2章 権利擁護支援の望ましい姿とそこからの距離	3
第1節 基本的な考え方（めざす姿）	3
第1項 国の示す姿～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～	3
第2項 当区域の計画でかけられるめざす姿	4
第2節 国の次期基本計画に照らした当区域における課題	4
第1節 現行計画における地域連携ネットワークの取組との距離	4
第2節 次期計画における地域連携ネットワークの取組方針との距離	5
第3章 当区域における権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築のための取組	7
第1節 市町の役割	7
第2節 尾張北部権利擁護支援センターの役割と取組	7
第3節 地域連携ネットワークを推進するための協議会	7
第4章 計画の推進体制	7
第1節 実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画	7
第2節 進捗確認の方法	7

はじめに

- ・ 計画策定の主旨

- ・ 計画の位置づけ

法令上の根拠（成年後見制度利用促進法）

- ・ 計画の対象期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度

- ・ 他の市町福祉計画との関係

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10
地域福祉計画（4市町それぞれの時期期間で策定）									
2018～第7期		第8期高齢者保健福祉計画・介護保険計画			第9期高齢者保健福祉計画・介護保険計画			第10期（～2029）	
2018～第5期		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期（同）	
			当地域成年後見制度利用促進計画					第2期	
2018～第1期基本計画			第2期成年後見制度利用促進基本計画				第3期？		

- ・ 計画策定体制

計画策定委員会について記載

第1章 成年後見をとりまく現状と課題の整理

第1節 当区域における高齢者・障害者の動向

第1項 高齢者の状況

⇒4市町の比較（高齢化率、後期高齢者率、一人暮らし高齢者、要介護認定率、

持ち家率等々)

第2項 障害者の状況

⇒4市町の比較(身体障害、知的障害、精神障害のある人の数、年齢、居所等々)

第2節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

第1項 国の現状と課題

- 1 成年後見制度利用促進基本計画と中間検証の内容
- 2 次期成年後見制度利用促進基本計画の中間のとりまとめ

第2項 当区域における現状と課題

- 1 尾張北部権利擁護支援センター設置の経緯
- 2 アンケート調査から見た課題
- 3 尾張北部権利擁護支援センターの相談実績から見た課題

第2章 権利擁護支援の望ましい姿とそこからの距離

第1節 基本的な考え方(めざす姿)

第1項 国の示す姿～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、「制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの」である。(「中間のとりまとめ」p.2)

・包括的・重層的な支援体制との関係

2 権利擁護支援とは

権利擁護支援とは、「**本人を中心にした支援・活動の共通基盤**であり、**意思決定支援等**による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における**権利侵害からの回復支援**を主要な手段として、判断能力が不十分な人が、**地域社会に参加し、共に自立した生活を送る**という目的を実現するための支援活動」である。（「中間のとりまとめ」p.2）

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、**権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみ**」である。（「中間のとりまとめ」p.3注9）

4 その他のネットワークとの関係

高齢者支援のネットワーク、障害者支援のネットワーク、子ども支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク等

第2項 当区域の計画でかけざるめざす姿

「認知症になっても障害があっても安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり」

第2節 国の次期基本計画に照らした当区域における課題

第1節 現行計画における地域連携ネットワークの取組との距離

- 1 中核機関としての尾張北部権利擁護支援センターの設置
- 2 権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）

3 早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）

第2節 次期計画における地域連携ネットワークの取組方針との距離

1 3つの取組基本方針

(1) 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

⇒中核機関の設置は、済んでいる。

(2) 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

「次期計画では、尊厳をもったその人らしい生活が継続できる形で制度利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく」

（「中間のとりまとめ」 p.4）

「中核機関のコーディネート機能の強化等により、住民同士の「互助」、
「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化する」（「中間のとりまとめ」 p.4）

(3) 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(1) 互助・福祉・司法において権利擁護支援の強化が図られるよう継続的な研修の実施

「都道府県等は、専門職団体の協力を得て、親族後見人や市民後見人等に対して、意思決定支援研修等を継続的に行う」

「地域住民（互助）・福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行う」

⇒広報、相談機能については、一定の成果を収めている。

⇒地域住民への働きかけ、司法による支援についての取組はまだまだこれからの課題となっている。研修により権利擁護支援の視点を深めることが中心になると思われるがまだ十分でない。

⇒国の次期計画（中間の取りまとめ）では、医療について触れていないが、対象となる人の地域での暮らしを考えれば、医療との連携は欠かせないと考えられる。

(2) 担い手の確保・育成等

①市民後見人の育成・活躍支援

⇒市民後見人の養成は、できていない。

②法人後見の担い手の育成

⇒継続的な支援、頻回な支援など法人後見でなくてはならないケースもあり、尾張北部権利擁護支援センターだけではなく、社会福祉協議会、その他の社会福祉法人による法人受任を進める必要がある。現時点で当区域での当センター以外の法人受任はない。

③専門職後見人の確保・育成

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

①機能強化の基本方針

②広報及び相談の機能強化

③受任者調整及び後見人支援の機能強化

④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討に向けた関係機関の連携推進

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

①市町村の責務

②市町村長申立の適切な実施

⇒市町村長申立ての実績。

(4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組

(6) 新たな連携・協力体制の構築

⇒一人暮らし高齢者等への身元保証を含む生活支援等サービスの現状と対応

第3章 当区域における権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築のための取組

第1節 市町の役割・社会福祉協議会の役割

第2節 尾張北部権利擁護支援センターの役割と取組

第3節 地域連携ネットワークを推進するための協議会

第4章 計画の推進体制

第1節 実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画

第2節 進捗確認・推進の方法